

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す地方自治体）の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力する。

- （1）再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関する事
- （2）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関する事
- （3）省エネの推進に向けた取り組みに関する事
- （4）災害時のレジリエンス強化に関する事
- （5）美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまちづくりに関する事
- （6）その他、ゼロカーボンシティの実現に関する事

- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、互いに合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施において知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙が協議のうえ、書面による相手方の合意があれば第三者への開示は可能とする。

- 2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。
- 3 本協定が終了後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。
- 4 本条に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める書面による相手方の承諾を得て第三者へ秘密情報を開示する場合、当該被開示者に対して、本条と同様の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について、一切の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、書面により特段の申し出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年7月13日

甲 栃木県栃木市万町9番25号
栃木市
市長

大川秀子

乙 栃木県小山市駅東通り二丁目23番25号
東京電力パワーグリッド株式会社
栃木南支社長

金子賢一